

金沢市中小企業者災害対策資金取扱要領

1 目 的

この制度は、地震、風水害等（以下「災害」という。）により、経営資金に支障を来たした市内の中小企業者および中小企業者を構成員とする組合（以下「中小企業者等」という。）に対し、その必要な資金を融資することにより、中小企業者等の経営の安定化を図ることを目的とする。

2 取扱金融機関

商工組合中央金庫、北國銀行、北陸銀行、福井銀行、富山銀行、富山第一銀行、福邦銀行、金沢信用金庫、はくさん信用金庫、のと共栄信用金庫、興能信用金庫、石動信用金庫、金沢中央信用組合、石川県医師信用組合、三井住友銀行、みずほ銀行

3 融資対象者等

信用保証対象業種であって、金沢市内に本社事業所を有し、原則として1年以上引き続き同一事業を営んでいる中小企業者等

4 資金の使途

災害を受けたことにより、必要となった事業資金とする。

5 融資条件

- ① 融資限度額 1 災害 1,500万円
- ② 融資期間 7 年以内（2 年以内の据置を含む）
ただし、6 ヶ月以内に複数の被害を受けた場合、2 回目以降 8 年以内（2 年以内の据置を含む）
- ③ 融資利率 別途、市長が定める
- ④ 担保・連帯保証人 取扱金融機関所定の扱いによる
- ⑤ 償還方法 元金均等償還

6 融資の申込手続

融資を受けようとする者は、市長の発行するり災（被災）証明書を添付した借入申込書（様式第1号）2通を、取扱金融機関に直接、提出するものとする。

7 融資の報告

- ① 取扱金融機関は、融資を実行したときは、直ちに金沢市中小企業者災害対策資金融資実行報告書（様式第2号）に、金銭消費貸借契約証書等の写し、借入申込書（様式第1号）及び被害額等内訳調べ（別添様式）を添付して市長に提出するものとする。
- ② 取扱金融機関は、別に定める様式により、6月末、9月末、12月末、3月末現在の融資残高を、各翌月の10日までに市長に報告するものとする。

8 その他の事項

この取扱要領に定めるもののほか、必要な事項は当該要綱に定めるところによる。